

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の40% (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の40% 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 ※上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の % 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許 可 番 号：14-ユ-301585

事業所の名称及び所在地：株式会社オオモリ

神奈川県川崎市幸区幸町一丁目749番2

返 戻 金 制 度 に つ い て

当社から紹介した求職者が労働契約に基づく業務を開始した日より、3ヶ月以内に自己都合の退職により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から以下に定める金額を求人事業者に返戻いたします。

- (1) 入社後1ヶ月以内に退職した場合：紹介手数料の80%
- (2) 入社後1ヶ月超2ヶ月以内に退職した場合：紹介手数料の50%
- (3) 入社後2ヶ月超3ヶ月以内に退職した場合：紹介手数料の20%

ただし、派遣期間を経てから直接雇用に切り替えた場合には、この返戻金制度は適用いたしません。
求人事業者と当社との個別の契約において、異なる取り決めを行う場合がございます。

(留意事項)

退職に至った理由が、入職前に提示された労働条件と入職後の労働条件が入職後著しく異なっていた場合や、求人側の都合による解雇、明らかな求人者の責である場合は返戻金の対象外となります。